

# 事 故 処 理 基 準

平 成 21 年 11 月 1 日 新 設

令 和 7 年 4 月 1 日 改 訂

## 津軽海峡フェリー株式会社

### 目 次

#### 第1章 総則

#### 第2章 事故発生時の通報

#### 第3章 事故の処理等

#### 第4章 非常対策本部の設置等

別表1・・・官公署連絡表

別表2・・・非常連絡表

別表3・・・非常連絡事項一覧表

別表4・・・事故処理組織表・事故調査委員会の組織及び編成表

別表5・・・医療機関連絡表

別表6・・・非常対策本部組織及び編成表

別表7・・・非常対策本部職務分掌表

別表8・・・非常連絡報告書

# 事故処理基準

## 第1章 総則

(目的)

### 第1条

この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

### 第2条

この基準において「事故」とは、当社の運航中の船舶に係わる(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病、又はその他の人身事故（以下「人身事故」という）。
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等、重大な機関故障、油排出（流失）又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷、又は荒天等による運航の阻害。
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害、又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害。
- (5) 前項(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態。

(軽微な事故への準備)

### 第3条

本事故処理基準は、必要に応じ前条に定める事故以外の、当社の運航中の船舶に係わる事故に準用するものとする。

## 第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

### 第4条

船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は、速報を旨とし判明したものから逐次追報することにより、必要な項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、別表1-1～2（官公署連絡表）により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 （副）運航管理者は事故が発生したときは、速やかに事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なくその状況を運輸局等に報告するものとする。 非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を船内及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として別表2（非常連絡表）によるものとする。 ただし、事故の内容によっては運航管理者の判断で運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

### 第5条

事故等が発生した場合の連絡は、原則として別表3（非常連絡事項一覧表）の区分により行うものとする。

## 第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

### 第6条

事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置は、概ね次の通りである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身災害に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
  - ア．船内 伝令、トランシーバー、電話、マイク又はブザー等
  - イ．船外 国際VHF、船舶電話、携帯電話、TEL FAX、携帯型無線機、旗旋信号、手旗信号、発光信号、汽笛、衛星イーパーブ、レーダートランスポンダー等
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を阻止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合（別途「テロ対策マニュアル」）

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、不法行為者への中止を求める説得

（運航管理者の取るべき措置）

第7条

運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合、又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにも拘わらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに海上保安官署に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき、又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置は、概ね次の通りである。
  - ① 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
  - ② 海上保安官署への救助要請
  - ③ 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船、救助船等の手配
  - ④ 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
  - ⑤ 船長に対する必要事項の連絡及び助言
  - ⑥ 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
  - ⑦ 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

（運航管理者の指揮する事故処理組織）

第8条

非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は、別表4（事故処理組織表）のとおりとする。

- 2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて別表4（事故処理組織表）の組織、又は要員を変更することができる。
- 3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
- 4 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引き継がなければならない。

（医療救護の連絡等）

第9条

船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表5（医療機関連絡表）により、最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

#### 第 10 条

船長及び運航管理者は、事故の処理後、関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事故の捜査の対象となる場所、及び物品の保存に努めなければならない。

（事故調査委員会）

#### 第 11 条

事故調査委員会の組織及び編成は、原則として別表 4（事故調査委員会の組織及び編成表）のとおりとする。

### 第 4 章 非常対策本部の設置等

（組織及び編成）

#### 第 12 条

非常対策本部の組織及び編成は、別表 6（非常対策本部組織及び編成表）の通りとする。

（職務分掌）

#### 第 13 条

非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策本部の所掌業務は別表 7（非常対策本部職務分掌表）の通りとする。

## 官 公 署 連 絡 表 (事故処理基準第 4 条)

## 海上保安部・署

| 名 称         | 住 所              | 電話番号         | 呼出名称              |
|-------------|------------------|--------------|-------------------|
| 海 上 保 安 庁   | 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 | 03-3591-6361 |                   |
| ◎第一管区海上保安本部 | 北海道小樽市港町 5-2     | 0134-27-0118 | ホ ッ カ イ ド ウ ホ ア ン |
| ○函館海上保安部    | 北海道函館市海岸町 24-4   | 0138-42-4312 | 〃                 |
| ○室蘭海上保安部    | 北海道室蘭市入江町 1-13   | 0143-46-0110 | 〃                 |
| ◎第二管区海上保安本部 | 宮城県塩釜市貞山通 3-4-1  | 022-363-0111 | シ オ ガ マ ホ ア ン     |
| ○青森海上保安部    | 青森県青森市青柳 1-1-2   | 017-734-2421 | 〃                 |

※執務時間は常時。【事件、事故発生時は 局番なしの「1 1 8 番」】

## 運 輸 局

| 名 称             | 住 所                              | 電話番号                                   |
|-----------------|----------------------------------|----------------------------------------|
| ◎国土交通省海事局 安全政策課 | 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3                 | 03-5253-8631                           |
| ○北 海 道 運 輸 局    | 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目<br>札幌第 2 合同庁舎 | 011-290-2773<br>勤務時間外<br>090-5224-1410 |
| ◇函館運輸支局         | 北海道函館市西桔梗町 555 番 24              | 0138-49-9904<br>勤務時間外<br>090-5224-2924 |
| ◇室蘭運輸支局 (入江町庁舎) | 北海道室蘭市入江町 1 番地<br>室蘭地方合同庁舎       | 0143-23-5001<br>勤務時間外<br>090-5224-6089 |
| ○東 北 運 輸 局      | 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1                  | 022-791-7511                           |
| ◇青森運輸支局         | 青森県青森市大字浜田字豊田 139-13             | 017-739-1501<br>(代表)※                  |

※青森運輸支局は音声ガイダンスに従い「1 番」をプッシュした後に「4 番」をプッシュで海事担当につながります。

官 公 署 連 絡 表 (事故処理基準第 4 条)

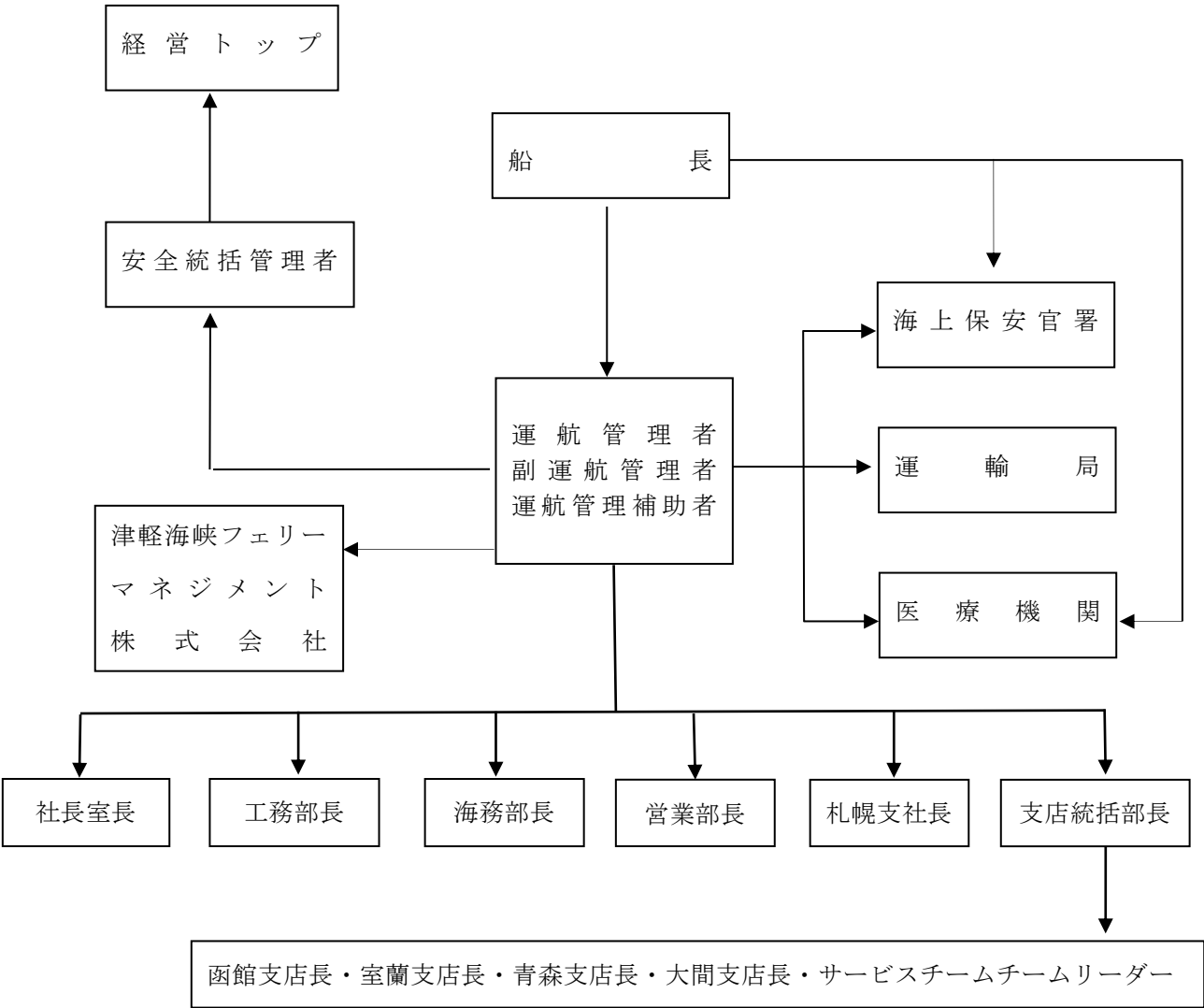
警 察 署

| 警 察 署 名     | 住 所                     | 電 話 番 号      |
|-------------|-------------------------|--------------|
| 函 館 西 警 察 署 | 北海道函館市海岸町 11-27         | 0138-42-0110 |
| 室 蘭 警 察 署   | 北海道室蘭市東町 4-27-10        | 0143-46-0110 |
| 青 森 警 察 署   | 青森県青森市安方 2-15-9         | 017-723-0110 |
| 大 間 警 察 署   | 青森県下北郡大間町大字大間字大間平 20-91 | 0175-37-2211 |

消防本部・署

| 消防本部・署名       | 住 所                     | 電 話 番 号      |
|---------------|-------------------------|--------------|
| 函 館 市 消 防 本 部 | 北海道函館市東雲町 5-9           | 0138-22-2142 |
| 室 蘭 市 消 防 署   | 北海道室蘭市東町 2-28-7         | 0143-43-0119 |
| 青 森 中 央 消 防 署 | 青森県青森市長島 2-1-1          | 017-775-0855 |
| 大 間 消 防 署     | 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道 19-1 | 0175-37-3107 |

非常連絡表（事故処理基準第4条）



## 非常連絡事項一覧表（事故処理基準第 5 条）

事故が発生した場合の連絡は原則として次の十区分により行うものとする。

(1) 全事故に共通する事

- ①船名      ②日時      ③場所      ④事故の種類      ⑤死傷者の有無  
⑥救助の要否      ⑦当時の気象、海象

(2) 事故等の様態による事項

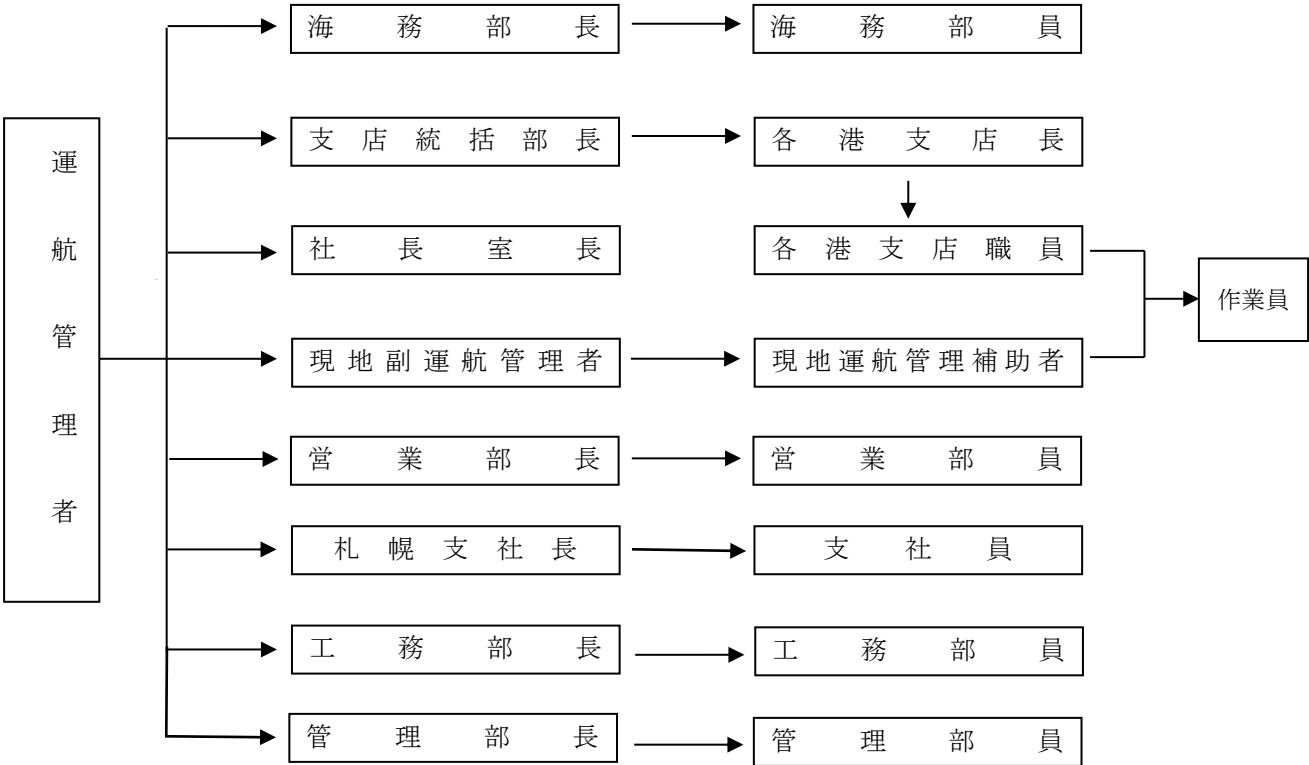
| 事故の種類 |       | 連絡事項                                                                                                                                                                                                                |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a     | 衝突事故  | ① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）<br>② 船体、機器、車両の損傷状況<br>③ 浸水の有無（あるときは d 項）<br>④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）<br>⑤ 自力航行の可否<br>⑥ 一般の衝突の場合、相手船の船種、船名、総屯数、（用）船主、船長名（できれば住所、連絡先）<br>⑦ 一般船の衝突の場合、相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） |
| b     | 乗揚げ事故 | ① 乗揚げの状況（乗揚げ時の進路速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）<br>② 船体の周囲の水深、底質及び付近の状況<br>③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響<br>④ 船体、機器、車両の損傷状況<br>⑤ 浸水の有無（あるときは d 項）<br>⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否<br>⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）                    |
| c     | 火災事故  | ① 出火場所及び火災の状況<br>② 出火原因<br>③ 船体、機器、車両の損傷状況<br>④ 消火作業の状況<br>⑤ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）                                                                                                                                |



|   |                           |                                                                                                                               |
|---|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| d | 浸水事故                      | ① 浸水箇所及び浸水の原因<br>② 浸水量及びその増減の程度<br>③ 船体、機器、車両の損傷状況<br>④ 浸水防止作業の状況<br>⑤ 船体に及ぼす風浪の影響<br>⑥ 浸水防止の見通し<br>⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） |
| e | 強取、殺人、<br>傷害、暴行等<br>の不法行為 | ① 事件の種類<br>② 事件発生の際の端緒及び経緯<br>③ 被害者の氏名、被害状況等<br>④ 被疑者の人数、氏名等<br>⑤ 被疑者が凶器を所持している場合はその種類、数量等<br>⑥ 措置状況                          |
| f | 人身災害（行<br>方不明を除<br>く）     | ① 災害の発生状況<br>② 死傷者数又は疾病者数<br>③ 発生原因<br>④ 負傷又は疾病の程度<br>⑤ 応急手当の状況<br>⑥ 緊急下船の必要性                                                 |
| g | 旅客、乗組員<br>等の行方不明          | ① 行方不明が判明した日時及び場所<br>② 行方不明の日時、場所及び理由（推定）<br>③ 行方不明者の氏名等<br>④ 行方不明者の遺留品等                                                      |
| h | その他の事故                    | ① 事故の状況<br>② 事故の原因<br>③ 措置状況                                                                                                  |
| i | インシデント                    | ① インシデントの状況<br>② インシデントの理由<br>③ 措置状況                                                                                          |
| J | 油排出（流<br>出）<br>事故         | ① 油排出（流出）の状況<br>② 油排出（流出）の原因<br>③ 油排出（流出）の措置<br>④ 油排出（流出）による被害の有無                                                             |

注）船長は事故の状況を運航管理者に報告する場合は、速報を旨とし判明したものから逐次追報することにより、上記の項目を網羅するよう心がけなければならない

事故処理組織表（事故処理基準第 8 条）



- ※ 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて表中の組織又は要員を変更することができる。
- ※ 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、上記による組織で事故処理を継続して、これを円滑に引き継がなければならない。
- ※ 管理部は津軽海峡フェリーマネジメント株式会社に所属。

事故調査委員会の組織及び編成表（事故処理基準第 11 条）

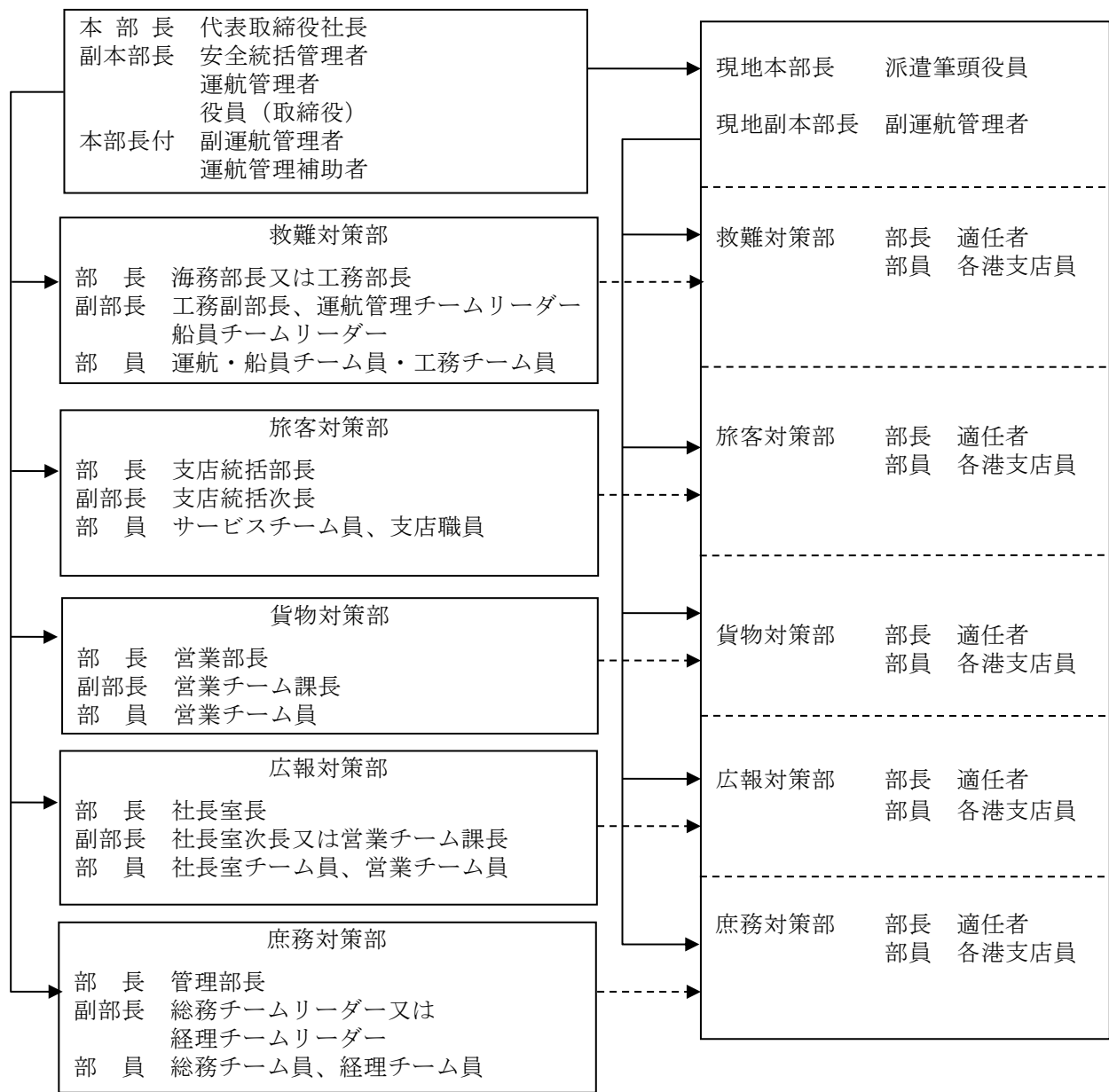
|      |                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 委員長  | 経営トップ                                                                       |
| 副委員長 | 安全統括管理者<br>運航管理者                                                            |
| 委員   | 海務部長<br>工務部長<br>営業部長<br>支店統括部長<br>社長室長<br>副運航管理者<br>津軽海峡フェリーマネジメント株式会社 管理部長 |

- ※ 委員長は、編成表以外で事故調査（究明）に必要な者を召集することができる。

## 医療機関連絡表（事故処理基準第 9 条）

| 地名  | 医 療 機 関                |                             |              |         |
|-----|------------------------|-----------------------------|--------------|---------|
|     | 名 称                    | 所 在 地                       | 電 話 番 号      | 診 療 科 目 |
| 函 館 | 市 立 函 館 病 院            | 北海道函館市港町 1-10-1             | 0138-43-2000 | 総 合     |
|     | 函 館 五 稜 郭 病 院          | 北海道函館市五稜郭町 38-3             | 0138-51-2295 | 総 合     |
| 室 蘭 | 市立室蘭総合病院               | 北海道室蘭市山手町 3-8-1             | 0143-25-3111 | 総 合     |
|     | 製鉄記念室蘭病院               | 北海道室蘭市知利別町 1-45             | 0143-44-4650 | 総 合     |
| 青 森 | 青森県立中央病院               | 青森県青森市東造道 2-1-1             | 017-726-8111 | 総 合     |
|     | 青 森 市 民 病 院            | 青森県青森市勝田 1-14-20            | 017-734-2171 | 総 合     |
| 大 間 | 国 民 健 康 保 険<br>大 間 病 院 | 青森県下北郡大間町大字大<br>間字大間平 20-78 | 0175-37-2105 | 総 合     |

## 非常対策本部組織及び編成表（事故処理基準第 1 2 条）



2024 年 4 月 1 日

- 注 1 上表は最大規模の事故が発生した場合における非常対策本部の組織及び編成である。
- 注 2 事故の種類、規模の状態によって第 8 条（事故処理組織 別表 4）に定める組織をもって事故の処理を行うことがある。
- 注 3 最大規模の事故が発生した場合、各対策部に津軽海峡フェリー(株)、津軽海峡フェリーマネジメント(株)の各部が一体となって参加する。
- 注 4 庶務対策部の管理部長及び総務チーム、経理チームは津軽海峡フェリーマネジメント(株)に所属している。
- 注 5 本部長は、役員の中から現地本部長を指名し、指名された役員は遅滞無く現地に赴き任に当たること。
- 注 6 現地本部の各部長は、現地本部長が状況に応じて適任者を指名する。

## 非常対策本部職務分掌表（事故処理基準第 13 条）

（職務分掌）

第 13 条 非常対策本部（以下「本部」という）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

### 1. 本社本部員の職務

|           |                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 部 長     | 本部長は、事故処理の基本方針を定め、事故処理業務全般を統括し、本部員を指揮監督する。                                                      |
| 副 本 部 長   | 副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長の補佐をするとともに、本部長が指揮を取れない場合は、その職を代行する。         |
| 本 部 長 付   | 本部長付は、本部長の諮問に応じ、事故処理の基本方針に参画するとともに、事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。 |
| 各 対 策 部 長 | 各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。                                              |
| 対 策 部 員   | 各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。                                                               |

### 2. 現地本部員の職務

|             |                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 現 地 本 部 長   | 現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策本部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。         |
| 現 地 副 本 部 長 | 現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し部下職員を指揮して、現地本部長を補佐するとともに現地本部長が指揮を取れない場合は、その職務を代行する。 |
| 現 地 対 策 部 長 | 現地の対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について、現地本部長に報告する。                                       |
| 現 地 対 策 部 員 | 現地各対策員は、現地各対策部長の命を受け所管の事故処理業務を実施する。                                                         |

### 3. 各対策部の所掌

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 救 難 対 策 部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関する事。</li> <li>② 救難計画の立案及び実施に関する事。</li> <li>③ 船長への連絡及び指示に関する事。</li> <li>④ 関係機関への手配及び連絡に関する事。</li> <li>⑤ その他、救難に必要な事項に関する事。</li> </ul>                                                                                                      |
| 旅 客 対 策 部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 旅客名簿の作成に関する事。</li> <li>② 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関する事。</li> <li>③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関する事。</li> <li>④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関する事。</li> <li>⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話に関する事。</li> <li>⑥ 欠航便の旅客処理に関する事。</li> <li>⑦ 運賃、料金の払戻しに関する事。</li> <li>⑧ 旅客に係る補償に関する事。</li> <li>⑨ その他旅客対策に関する事。</li> </ul> |
| 貨 物 対 策 部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関する事。</li> <li>② 車両、貨物、手小荷物及び郵便物の損傷及び紛失の状況の把握に関する事。</li> <li>③ 車両、貨物、手小荷物及び郵便物の引渡しに関する事。</li> <li>④ 車両、貨物、手小荷物等に係る補償に関する事。</li> <li>⑤ その他貨物対策に関する事。</li> </ul>                                                                                    |
| 広 報 対 策 部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係への伝達に関する事。</li> <li>② 被災者の近親者への事故情報の提供に関する事。</li> <li>③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関する事。</li> <li>④ その他の事故に係る広報に関する事。</li> </ul>                                                                                                                           |
| 庶 務 対 策 部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関する事。</li> <li>② 見舞い及び弔慰に関する事。</li> <li>③ 本部の経理に関する事。</li> <li>④ 本部要員の健康管理に関する事。</li> <li>⑤ その他庶務に関する事。</li> <li>⑥ 乗組員に関する事。</li> </ul>                                                                                                         |

# 非常連絡報告書 (事故処理基準 第4条第3項)

年 月 日  
 午前・午後 時 分作成  
 第 報  
 1 / 2 ページ

|             |                                                                        |             |                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------|
| あ<br>て<br>先 | 北海道運輸局 函館運輸支局<br>運航労務監理官 様<br>TEL : 0138-49-9904<br>FAX : 0138-49-9907 | 報<br>告<br>者 | (会社名) 津軽海峡フェリー株式会社 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------|

|       |                                            |  |
|-------|--------------------------------------------|--|
| 事故の種類 | 衝突・乗揚げ・火災・浸水・不法行為・人身事故・行方不明・その他・インシデント・油排出 |  |
| 自力航行  | 可 ・ 否                                      |  |
| 救助    | 要 ・ 否                                      |  |
| 流出油   | 有 ・ 無                                      |  |

|            |     |  |
|------------|-----|--|
| 就 航 航 路    |     |  |
| 船 名        |     |  |
| 発 生 日 時    |     |  |
| 発 生 場 所    |     |  |
| 発生当時の気象・海象 |     |  |
| 被害状況       | 船 体 |  |
|            | 旅 客 |  |
|            | 乗組員 |  |
|            | 車 両 |  |
|            | その他 |  |

次ページへ

|                    |
|--------------------|
| 事故発生時の状況及びその後の経過状況 |
|                    |
| 原因（推測を含む）          |
|                    |
| 船舶での措置済み対応         |
|                    |
| 本社（支店）での措置済み対応     |
|                    |